平成五年度	○・七五五
平成六年度	○・六六四
平成七年度	○・五七七
平成八年度	○・四九五
平成九年度	○・四一七
平成十年度	○・三四三
平成十一年度	○・二九一
平成十二年度	○・二四二
平成十三年度	○・一九四
平成十四年度	○・一四八
平成十五年度	○・一三一
平成十六年度	○・一一五
平成十七年度	○・○九六
平成十八年度	○・○七七
平成十九年度	○・○六一
平成二十年度	○・○四七
平成二十一年度	○・○三四
平成二十二年度	○・○二二
平成二十三年度	○・○一三
平成二十四年度	○・○○六

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二五二七二七」を「一・二五一八一八」を「一・二六八一八二」に、「一・二四一八一八」を「一・二五八一八二」に、「一・二三二七二七」を「一・二四九〇九一」に、「一・二二八一八二」を「一・二四三六三六」に、「一・二二二七二七」を「一・二三八一八二」に、「一・一九九〇九一」を「一・二一四五四五」に、「一・一九と」を「一・二〇五四五五と」に、「七十一万二千九百十円」を「七十二万二千二百四十円」に改め、同条第五項中「〇・九八七一〇九（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九八五二六七）」を「一（昭和十三年四月二日以後に生まれた者については〇・九九八一五八）」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「平成十六年改正政令第十条の規定による改正後の」を削り、「新沖縄特別措置政令」を「沖縄特別措置政令」に改め、同項第一号イ中「新沖縄特別措置政令」に、「四・〇九二」を「四・一四九」に改め、同号ロ中「新沖縄特別措置政令」を「沖縄特別措置政令」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第三条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条、第三条、第八条関係）

昭和三十六年度	八・七三七
昭和三十七年度	八・二三〇
昭和三十八年度	七・七四八
昭和三十九年度	七・二九二
昭和四十年度	六・八六〇
昭和四十一年度	六・四五〇
昭和四十二年度	六・〇六二
昭和四十三年度	五・六九四
昭和四十四年度	五・三四五
昭和四十五年度	五・〇一四
昭和四十六年度	四・七〇〇
昭和四十七年度	四・四〇三
昭和四十八年度	四・一二二
昭和四十九年度	三・八五五
昭和五十年度	三・六〇一
昭和五十一年度	三・三六二
昭和五十二年度	三・一三四
昭和五十三年度	二・九一九
昭和五十四年度	二・七一四
昭和五十五年度	二・五二一
昭和五十六年度	二・三三七
昭和五十七年度	二・一六三
昭和五十八年度	一・九九八
昭和五十九年度	一・八四二